

脳みそほぐし 利用規約

第1条（目的）

本規約は、株式会社西日本シティ銀行及び株式会社九州博報堂（以下総称して「運営者」という。）が、企画、運営及び実施する金融リテラシー教育、ビジネスアイデア創出/地方創生活動に関するワークショップ形式のコンサルティング（以下「本ワークショップ」という。）について条件等を定めたものである。

申込者は、本規約の全項目を理解し、その内容に同意した上で、本ワークショップへ申し込みをするものとし、当該申し込みを運営者が承諾することで本規約を内容とする契約（以下「本契約」という。）が成立するものとする。

第2条（業務内容）

1 運営者は前条の目的を達成するために、申込者に対し、下記の業務（以下「本件業務」という。）を提供するものとする。

- (1) 金融リテラシー教育、ビジネスアイデア創出/地方創生活動に関する情報提供その他の金融リテラシー教育、ビジネスアイデア創出/地方創生活動に関する助言
- (2) 金融リテラシー教育、ビジネスアイデア創出/地方創生活動に関する教材その他の物品の提供
- (3) 金融リテラシー教育、ビジネスアイデア創出/地方創生活動に関するワークショップの実施
- (4) その他各号に付随するサービス

2 株式会社西日本シティ銀行が申込者にアドバイスできる内容は、法令上、株式会社西日本シティ銀行が銀行業務として提供することの許される範囲のものに限るものとする。

第3条（報酬及び費用）

1 運営者が提供する本件業務の報酬及び本件業務に要した費用の一部として、申込者は運営者に対し申込書記載の「ワークショップ運営費一式」（以下「本対価等」という。）を支払うものとする。消費税は「外税」とし、実施日時点の消費税率を適用するものとする。

2 申込書記載の「ワークショップ運営費一式」には、本件業務の報酬及び本ワークショップに用いるカード等の教材の代金等が含まれるものとする。

3 実施場所の会場使用料、会場設営費用は、申込者が負担するものとする。

4 運営者の交通費及び宿泊費等の本件業務に要したその他の費用（以下「諸経費」という。）は、申込者が負担するものとし、運営者は本ワークショップ後遅滞なく諸経費相当額を申込者に通知するものとする。

5 実施日において、申込書記載の人数から本ワークショップの参加者数が増加した場合には、申込者は運営者に対し増加人数に応じて追加の対価（以下「本追加対価」という。）を支払

うものとする。

第4条（支払条件）

- 1 申込者は、申込書の記載に基づく本対価等を、指定期日（原則ワークショップの30日前）までに、株式会社西日本シティ銀行が請求書により指定する金融機関の口座に現金振込にて支払うものとする。なお、振込手数料は、申込者の負担とする。
- 2 申込者は、諸経費及び本追加対価を、本ワークショップ後、遅滞なく株式会社西日本シティ銀行が請求書により指定する金融機関の口座に現金振込にて支払うものとする。なお、振込手数料は、申込者の負担とする。
- 3 本契約に基づき申込者から運営者に支払われた本対価等は、過誤納の場合を除き、第8条に規定する解約その他のいかなる事由によっても返還されないものとする。

第5条（申込者及び運営者の責任）

- 1 申込者の故意又は重大な過失により、本件業務の遂行に起因又は関連して運営者に損害が生じた場合、申込者は、運営者に直接生じた損害のすべて（弁護士費用及びその他の実費を含む。）について賠償の責に任ずるものとする。
- 2 運営者による本件業務の遂行（申込者に対する資料・情報等の提供を含む。）に起因又は関連して申込者が被った、又は、被りうる一切の損失、費用等について、運営者の故意又は重大な過失に起因する場合を除き、運営者は何ら責任を負わなものとする。
- 3 運営者は、本件業務に関し申込者に提供した資料・情報等の内容について、故意又は重大な過失がある場合を除き、かかる資料・情報等が不正確であったことにより申込者に生じた損害に対し、責任を負わなものとする。

第6条（有効期間）

本契約の有効期間は、申込者が申込をした日から本ワークショップの実施日までとする。

第7条（業務中斷）

運営者は経済情勢の変動その他の事情により、本件業務の継続が困難と判断したときは、速やかにその旨を申込者に報告し、業務を中断し善後策を協議する。

第8条（期間内解約）

- 1 申込者は、第6条で定める期間内であっても、運営者に対して書面（電子メール含む。）による通知を行うことにより本契約を解約することができる。
- 2 前項に基づく解約がなされた場合、申込者が支払済の本対価等は全額キャンセル料に転化するものとし、各運営者は、本対価等を返還することを要しないものとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、申込者が本ワークショップ実施日の1週間前の日までに本契約

の解約を通知し、かつ当該通知時点までに申込者が本対価等を未払いである場合、申込者は本対価等を支払うことなく本契約を解約することができる。

第9条（一般的な解除に関する規定）

1 前条の規定にかかわらず、申込者及び各運営者は他の当事者が次の各号に該当する場合、あらかじめ何らの通知・催告をなすことなく、直ちに本契約の全部又は一部を解除できるものとする。

(1) 所有物件又は権利につき、差押・仮差押・仮処分・競売の申立て又は租税公課の滞納督促若しくは滞納による保全差押を受けたとき（但し、第三債務者として差押又は仮差押を受けた場合は除く。）。

(2) 支払停止又は支払不能に陥ったとき、又は、特別清算手続、破産手続開始・会社更生手続開始・民事再生手続開始の申立てを自らしたとき、又は第三者から申立てられたとき。

(3) 手形交換所から不渡報告又は取引停止処分を受けたとき。

(4) 監督官公庁から営業の取消、停止等の命令を受けたとき。

(5) 営業の廃止、重要な営業の譲渡又は解散の決議を行ったとき。

2 前条の規定にかかわらず、各運営者は、相手方が次の各号に該当した場合、あらかじめ通知又は催告して本契約の全部又は一部を解除することができる。

(1) 本契約条項に違反したとき。

(2) 財産状態が悪化し、本契約の履行が困難であると認められたとき。

(3) 当事者の信用を著しく害する行為があったとき。

(4) その他本契約の継続が困難であると各運営者が判断する状況が生じたとき。

3 第1項及び第2項に定める本契約の解除は、相手方に対する損害賠償の請求を妨げない。

第10条（業務完了）

運営者が申込者に対して本ワークショップの実施を完了したときは、第6条に定める有効期間内であっても本件業務は終了するものとする。

第11条（損害賠償請求の制限）

申込者及び各運営者は、民法その他の法令に基づく本件業務に関連する損害の賠償請求権を、本件業務終了時又は本契約の解約時又は本契約の解除時から1年間以内に限り、行使することができる。

第12条（準拠法、管轄裁判所）

1 本契約は、日本法に準拠し、同法により解釈されるものとする。

2 本契約に関して生じる紛争の一切につき、福岡地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第 13 条（協議事項）

本契約に定めのない事項又は本契約の条項について疑義が生じた場合は、申込者及び各運営者は速やかに誠意をもって協議の上、これを解決する。

第 14 条（反社会的勢力との関係排除等）

1 申込者及び各運営者は、自己又は自己の役職員が、暴力団、暴力団員その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」という。）ではないこと、反社会的勢力が自己の事業活動に支配的な影響力を有していないこと及び本契約の履行が反社会的勢力の活動を支援するものではなく又はそのおそれがないことを誓約する。

2 申込者及び各運営者は、相手方が本条の規定に違反した場合、何ら催告等の手続きを要せず、本契約を解除することができるものとする。

第 15 条（存続条項）

本契約が終了した場合であっても、第 4 条第 2 項、第 11 条から第 13 条まで及び本条の規定は、なお有効に存続する。

第 16 条（撮影、実績の掲載等）

1 運営者は、ワークショップ実績の紹介又は宣伝、広告のために、以下の情報を公表することができる。

- (1) 申込者のアンケート結果（匿名）
- (2) 申込者の業種、所在地

2 本ワークショップ内における撮影等を行う権限及び撮影等を各種媒体に掲載する権限は運営者が所有するものとする。

第 17 条（著作権・肖像権など）

1 運営者が本ワークショップにおいて使用したレジュメその他の資料、映像に関する著作権、肖像権等は、すべて運営者に帰属し、申込者は、受託者からの事前の書面による承諾を得ずには、これらを使用することはできないものとする。また、申込者は受託者からの事前の書面による承諾を得ずには、本ワークショップを録音・録画・撮影などいかなる方法によっても記録することはできないものとする。

2 申込者は、運営者が本ワークショップにおいて使用したレジュメその他の資料を、運営者の許諾を得ずには、複製、蓄積、翻訳、翻案、引用、転載、頒布、販売、出版、公衆送信（送信可能化を含む。）、伝達、放送、口述、展示等をすることができないものとする。

3 新聞社、放送局などのメディアが本ワークショップの取材を行う場合は、運営者の了解を得るものとする。

※本規約は、必要に応じ、申込者の一般の利益に適合する範囲、又は本規約の目的に反せず合理的な範囲で、変更されることがある。後者の場合においては、運営者は、本規約の変更の効力が生ずる 30 日前までに、運営者のウェブサイト上で変更との本規約を公表することで申込者に周知するものとする。

以上

2025 年 1 月 13 日制定